

令和4年横審第20号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月10日09時10分

千葉県勝浦港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	4.9トン	
全長	12.89メートル	
登録長		6.27メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	323キロワット	62キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部に左舷側からレーダー、自動操舵装置、ダイヤル式遠隔操舵装置、魚群探知機及びGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、きんめだい立て縄漁の目的で、船首1.0メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和4年1月10日03時30分千葉県勝浦東部漁港を発し、同港南南東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aの操舵室後部上方には、操舵室の天井越しに前方が監視できる操縦場所（以下「上部操縦場所」という。）があり、中央部に舵輪、右舷側に操縦席及び機関遠隔操縦装置が配置されており、平素、a受審人は、勝浦東部漁港に帰港するときは、同港の約2海里手前で前方の監視を十分に行うため、上部操縦場所に移動して操船を行っていた。

a受審人は、前示漁場に到着し、06時00分に操業を始め、07時10分頃1回目の操業を終えたものの、魚群探知機に反応がなく、風も強くなったので、帰港することとし、07時30分漁場を発進した。

a受審人は、操舵室中央に立った姿勢で操船に当たり、08時53分少し前勝浦灯台から127度（真方位、以下同じ。）3.5海里の地点で、針路を317度に定めて自動操舵とし、9.0ノットの速力

(対地速力、以下同じ。) で進行した。

a 受審人は、09時09分勝浦灯台から106度1.2海里の地点に達したとき、正船首300メートルのところに、Bを視認することができ、その後、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していないものの、船首を北西方に向けたままほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、強風で自身も帰港するような天候の中、前路に錨泊して釣りをしている船舶はいないものと思い、上部操縦場所に移動して前方を監視するなど、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく続航し、09時10分勝浦灯台から101.5度1.07海里の地点において、Aは原針路及び原速力のまま、その船首部がBの船尾部に後方から2度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画中央部に舵輪、左舷前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、右舷前方に機関監視盤、舵輪右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、それぞれが救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日06時50分勝浦港の係留地を発し、同港南東方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、前示釣り場に到着し、07時20分衝突地点付近で、水深約15メートルの海中に重さ約10 kilogramsの四つ爪錨を投じ、船首から直径約30ミリメートルの合成繊維製の錨索を約65メートル

ル繰り出して船首中央のクリートに係止し、機関を停止して錨泊中を示す黒色球形形象物を表示せず、船首を北北西に向けて錨泊を開始した。

b受審人は、左舷船尾で左舷方を、同乗者は、右舷船首で右舷方を、左舷船首で左舷方をそれぞれ向いて椅子に腰掛けて竿を出して釣りを始め、視線を竿先に向けて釣りを続けた。

b受審人は、09時09分衝突地点で船首が315度を向いていたとき、左舷船尾2度300メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りをすることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、注意喚起信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避ける措置をとることもなく錨泊を続け、09時10分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要さない擦過傷を生じ、Bは、右舷船尾部外板に亀裂及び操舵区画の脱落等を生じ、のち廃船処理され、b受審人が左肘打撲等を負った。

(航法の適用)

本件は、勝浦港南東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同水域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、勝浦港南東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、勝浦港南東方沖合において、勝浦東部漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、上部操縦場所に移動して前方を監視するなど、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、強風で自身も帰港するような天候の中、前路に錨泊して釣りをしている船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、勝浦港南東方沖合において、釣りをを行いながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣りをすることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船に対して注意喚起信号を行うことも、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月16日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾